

令和3年8月27日

東京都教職組合八王子支部

特別支援教室の運営に関する要望

2016年度に「特別支援教室」が導入されました。それまでの子どもが拠点となる学級に通い指導を受ける形の「情緒障害等通級指導学級」の制度から、在籍する学校の「特別支援教室」に行き、巡回してくる教員によって指導を受けることが基本とされる制度になったのです。
今年度ですべての小中学校に導入となりました。

制度変更にあたり、教員の配置が減ることになりました。

通級指導学級で行われた実践ができなくなり、これによって、

- ・指導時間を減らさざるを得なくなった。
- ・効果的な小集団指導が難しくなった。
- ・指導内容を変更せざるを得なくなった。
- ・学級ではなく教室ということで、施設が貧弱な学校がある。
- ・保護者との連携が取りにくくなった。
- ・巡回ということで、教員の肉体的、精神的な負担も大きい。

といったことが現場の声としてあがっていました。

都教組障害児学級部ではこういった声を伝え、制度の検証と教員配置の見直しを求めてきました。

これに対し、都教委は今年の3月「特別支援教室の運営ガイドライン」を発表しました。

この中で支援教室導入の成果として、指導内容・時間が精選された。という記述があります。これまでの指導内容や時間は無駄だったと言っているようにすら思えます。

課題は入退室と指導期間に関する事、だけが大きく取り上げられています。

ガイドラインの大きな問題としてあげられるのが、「原則の指導期間」1年の設定です。児童・生徒の発達や生活を保障が困難になることが危惧されます。

また、書かれたことを行なおうとすると、担当教員の業務が増え、負担が増します。指導の準備、連携等に当てる時間の確保することが難しくなります。

制度の検証、根拠となる調査やデータも示されていません。

ガイドラインなどから感じる都教委の子どもの見方に、冷たさを感じます。都は教室利用に際し、発達障害であることを認めて利用するといった、「確認書」を書かせてています。その一方で、利用は原則1年としたのです。

子どもの発達成長に対し、よりそい、時間をかけていく、そのための教育条件を整える、という姿勢をぜひ求めたいです。

更に現在、教員の異動要綱の改定に合わせる形で、教員配置を児童・生徒12人に1人とすることが示されました。「特別支援教育の充実に向けた取組」という図で示され、「国の基準をうわまわる」とさ

れています。

12人の子どもに対し、「学級」として運営していた時は3人の担任が配置されていました。「特別支援教室」で2人になり、今まで新たな基準を認めると、1人の教員が担当することになってしまいます。

東京都は「特別支援教育の充実に向けた取組」としていますが、学ぶ権利が奪われる「改悪」でしかありません。

現場からは「子どもの話をゆっくり聞けなくなるだろうな」「個別指導と言いながら、教師一人で複数の子どもを指導せざるを得ないな」という声があがっています。

すでに「教室に行きたくない」という子どもが出ている、という話も聞きます。

子どもが思いを出せない場所、願いが受け止められることのない場所では、豊かな教育は望めません。発達の保障もされません。特別支援教室は単に通常学級に戻すための適応を学ぶだけの教室ではないはずです。子どもたちが自己を見つめ直し、自己の育ちを教員が支えていく中で、新しい自分を作っていく過程を見守る場所ではないのでしょうか。教室に通いながら、通常学級で頑張ることはダメなことなのでしょうか。頑張れない発達障害の子どもたちがいけないのでしょうか。

障害児学級部の取り組みとして、支援教室での実践を高めていく学習会を続けています。情緒障害等通級指導学級での実践の積み上げを含め、通級指導学級での実践について、またそれを保障する教育条件について、学び合いと話し合いを続けています。

当事者である子どもや教員を抜きにしてつくられた制度を、再考するよう都教委に訴えてください。

また、現在異動の話し合いが始まっています。教室の運営を考え、専門性が保たれるような人事になるよう、また急に移動しなければならなくなる教員に対し、十分な聴き取りをするように要望します。

＜特別支援教室現場職員の声＞

その1 現場アンケート

都教委は「検討している」といい、一方で2019年夏ごろから、10人に1人の教員配置が「13人に1人（国基準）になる」ということが、複数の管理職や区市町村から話されるようになりました。危機感を覚え、都教組として、支援教室担当教員を対象に、緊急アンケートを行いました。

401名からの回答を得ました。

問1 特別支援教室の教員配置について、どう感じていますか？

次の3つの中から1つを選び、○をしてください。

①	教員配置基準を見直し、現在よりも担当教員を増やすべき。 (例: 例: 児童生徒8人に1人、拠点校ごと10人に1人など)	291名	72.6%
②	現在の区市町村ごと10人に1人の配置が妥当。	101名	25.2%
③	11人以上に1人の配置、さらに国基準の13人に1人でも問題ない。	7名	1.7%
④	無回答	2名	0.5%
合計		401名	100.0%

回答の72%が改善を望んでいます。残りの25%も現状維持を望んでおり、その中には「せめて現状維持」という方、10人に1人まで、という方もいます。①と②を合わせると97.8%にもなります。

一方、都教委は2019年11月、「特別支援教室の入退室等検討委員会」を設置しました。学識経験者3名、設置校校長3名、区市町村教育委員会から2名、教育庁関係者10名により構成されました。教室担当教員や保護者はいません。ホームページの報道発表もなされず、詳細が公になってきませんでした。

後に提出された報告書には、「特別支援教室に係る入退室の考え方や指導目標の設定等に関しては、依然難しさがあるといった声があります。」と書かれ、特別支援教室の課題を「入室に関すること」「退室に関すること」「指導期間に関すること」「指導に関すること」としています。

その2 ある職場の職員の意見

1. 定数変更そのものに反対だが、とくに9月末までに過員解消計画を出す、というのは絶対に無理で、延期してほしい。具体的な対象者まで決めるとなれば、通常10月以降に行われる中間面接を9月中に、自己申告書そのものはさらにそれより早く制作しなければならなくなる。落ち着いて教育活動に取り組めなくなる。

2. 定数変更そのものに反対する理由。

(1) 額面通りの授業時数とは別に、打ち合わせや情報共有の時間は絶対に必要で、それ抜きには巡回指導は成り立たない。定数が10人から12人になればそういう必要な時間が少なくなる。

(2) 学校によって対象となる生徒の数は大きく違う。一人でも対象生徒がいれば行く。それだけでも一日である。生徒が 10 人いれば、一日では足りず、二日以上行くことになる。単純に人数で能率的に割れるものではない。余裕が必要である。

(3) もともと通常級で、個に応じた必要な指導が受けづらい生徒のための特別支援教室である。定数が 10 人から 12 人になることで、個に対応する時間は減り、指導が薄くなる。個に応じた指導という特別支援教室の趣旨が実現できなくなる。

(4) 次のようなケースも多い。

教員 3 人が巡回し、2 名が指導、1 名が記録

1 時間目 生徒 A 生徒 B の個別指導

2 時間目 生徒 A 生徒 B 生徒 C 生徒 D による小集団活動

3 時間目 生徒 C 生徒 D の個別指導

巡回先の職員と打ち合わせや情報共有

保護者対応

これを 1 週間行うとすれば、生徒 4×5 日間 = 20 人 これを毎回教員 3 人でやれば

$20 \div 3 \approx 6$ 一人当たりの受け持ちは 6 人が望ましいことになる。

現行定数 10 でもこれより多く、実際はここまでできず、3 人で行うのが望ましい指導を二人で行う、少人数活動を行うほうがいいが教員が足りなくてできない、などの現状がある。定数が 10 人から 12 人にとなればさらに条件が厳しくなり、指導の幅が狭まる。

(5) 1 対 1 で指導することも多く、児童生徒の定数が増えればそれだけ持ち時数が増えることに直結している。現在でも持ち時数が多く、教材研究は勤務時間外で行っている。

(6) 現行では市全体で対象生徒を合計し、機械的に教員の定数を決めている。実際には在籍校によって人数は様々で、定数で割り切れる数ではないのでより多くの教員は必要である。学校ごとに定数を決めたと仮定すれば今よりかなり多くの教員が必要になる。

(7) 新規採用の教員が多く OJT の時間も必要である。

(8) 決められた時間・対象者以外の、臨時の対応が必要になることもかなり多い。